

審 決

請 求 人 ファーストインターナショナル株式会社 東京都港区南青山2丁目13番2号
代 理 人 弁理士 西 村 輝 男 外1名
被 請 求 人 株 式 会 社 松 寺 大阪府大阪市住吉区我孫子5丁目5番8号
代 理 人 弁護士 三 山 峻 司

上記当事者間の登録第536992号商標の登録無効審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

登録第536992号商標の登録を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

理 由

1. 本件登録第536992号商標（以下「本件商標」という。）は、別紙に表示した通りの構成よりなり、第36類「被服、手巾、鈕釦及び装身用『ピン』の類」を指定商品として、昭和33年6月26日登録出願、同34年1月17日登録査定、同34年6月12日に設定登録され有効に存続するものである。

2. 請求人は、結論同旨の審決を求め、その理由を次のように述べ、証拠方法として甲第1号証乃至甲第31号証（枝番を含む）を提出した。

（1）本件商標は、その出願前に創作され著名となつた漫画ポパイの著名性に只乗りすべく出願されたものであつて、商標法第29条により使用することができないものである。強いて使用するとすれば著作権の侵害となるものである。かかる本件商標の登録を許しておくことは正に法の矛盾であるから、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものとして商標法第4条第1項第7号に該当し、同法第46条第1項により無効とされるべきものである。

（2）昭和4年1月17日にエリジー・シー・シーガーが描いた漫画「THE THIMBLE THEATER」が発表され、これにポパイが登場した。その後もこの漫画は連載ものとして次々に発表され、登場人物であるポパイ、ブルート、オリーブ、スイーピー等の組み合わせと、特に主人公であるポパイの正義感や痛快無比の腕力は人気の的となつた。こうして連綿として連載されるうちにこれら登場人物は一定の容貌、姿態、性格をもつものとして読者に受け入れられ、ここにはそれらの一定のキャラクターが成立しており、逆に後続の漫画はこのキャラクターに合わせて描かれ、これが我国にも紹介されるや爆発的人気を得たのである。

そこで、これらの漫画の著作権を保護するためにアメリカ合衆国において著作権の登録がなされ、現在の著作権者は「キング・フィーチャーズ・シンジケート・イン

コーポレーテッド」である。この法人は万国著作権条約により我国においても著作権を享有する。

（3）一方本件商標は、上記ポパイの漫画が一般大衆に広く受け入れられた後である昭和33年に著作権者らに何等の断りなく登録出願されたものであつて、これはポパイのキャラクターが有する著名性に只乗りする意図で出願されたものというほかはない。

そして、本件商標の構成は上記の如くであつて、一見してポパイのキャラクターを複製したものであることが明らかである。このような商標を使用することは著作権に抵触し、したがつて著作権者の承諾なくして使用することができないのである。なお、連載漫画等によつて成立するに至つたキャラクターの場合には、特定の個々の画を模倣したものでなくとも、そのキャラクターを有するとみられる画を複製することが、著作権の侵害に該当することは判例も認めている。

したがつて、この様に、使用することにより直ちに著作権侵害を構成するが如き本件商標の登録を認めるとすれば、それは上記の如き不法行為を商標権者に独占的に行わせることを意味し、正にこれは法の矛盾であつてこの登録は公序良俗に反するものとして無効とされるべきものである。

更にまた、かかる本件商標の存在により、被請求人は正当な権利者から複製許諾を得ている者に対して無用の警告書を発したり訴訟を提起したりして迷惑を及ぼしているのである。

なお、公序良俗の観念については、戦後の混乱期よりも現在は一層公正な競争秩序が要請されており、このことは不競法や独禁法の運用強化にも現れている。更に考慮すべき点は、現商標法は登録商標の使用義務の強化をしているが、この様な場合著作権を侵害する形での使用を義務づけることはそれ自身大きな矛盾である。即ち使用すれば著作権の侵害となり、使用しなければ取り消されるべきものであつて、かくの如き商標の登録を有効であるとするのは法の目指す公正な社会秩序に反するものである。

（4）本件の場合、登録の効力は登録査定時に承諾があつ

たか否かにより一律に定めるのであつて、被請求人の主張するような法的安定に対する障碍は存しない。そして、本件商標の登録出願人はポパイ漫画の著作権者の複製許諾を受けたことはないのであつてその登録は無効である。無効事由を有する商標権を如何に長く使用しようと、これをもつて無効事由が解消するわけではなく、仮に43年間使用したとしても、それは他人の著作権を侵害しつづなしたものであり、法的に保護に値する使用継続とはいえない。本件商標は、その出願日前に生じた他人の著作権を侵害するものであつて使用できないものであり「他の法律によつてその使用等が禁止されている商標」に当たる。さらに、本件商標は米国で創作され世界的に著名となつたポパイ漫画の著名性に只乗りするものであり、かかる行為は日米間の国際信義に反するものであつて、公序良俗違反であることは明白である。著作権の承諾が登録要件とされていないのは法の不備であるが、その趣旨は殆どの場合、著作権者の承諾があるものであるし、又仮に誤つて登録されても商標法第29条によりこれは使用できないのであるから、著作権侵害を奨励する結果となることはないし、著しい不当な事態は同法第4条第1項第7号により防止できることにあるものと思われる。被請求人自ら商標法第29条に違反して他人の著作権を侵害しながら商標制度を云々するが如きは許されざる行為である。全ての制度は社会に存する他の権利、他の制度との調和の上にこそその存在意義があるのであり、なにも商標権のみが絶対的権利ではなく、先に成立した著作権と抵触しない範囲においてのみ権利主張が許されることを忘れてはならない。

3. 被請求人は、「審判の請求は成り立たない。審判費用は請求人の負担とする。」との審決を求めると答弁し、その理由を次のように述べ、証拠方法として乙第1号証乃至乙第12号証（枝番を含む）を提出した。

(1) 請求人の主張は、全く理由のないものであるばかりでなく、それを安易に認めることは我が国の登録商標制度を根底から破壊する結果を招くことになる。

公益的不登録事由の1つとして法第4条第1項第7号は「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」をあげる。公序良俗の観念は、請求人も述べるように時と共に変遷するものであり、この解釈の基準も、時代における良識によるもので変化することはやむを得ないものである。しかし、新工業所有権法逐条解説に「7号は旧法2条1項4号に相当する規定で何等変更はない。本号を解釈するに当たつては、むやみに解釈の幅を広げるべきではなく、1号から6号までを考慮して行うべきであろう」と記載されているとおり、一旦審査官の審査を経て公告後登録された商標につき、安易に本条を拡大解釈し法的安定を損なつてはならない。公序良俗とは、広く社会的妥当性を意味するが、これが商標法の分野における具体的な意味は、商標法の目的を投影して、商品の流通秩序の維持という視点からの反社会性の問題として

判断されなければならない。

本件商標自体は、矯激な文字や卑猥な図形等公序良俗を乱すおそれのある文字、図形の結合等から構成されているものでないことは勿論、これをその指定商品に使用する関係においても社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する結果が招来される恐れはなく、なんら公序良俗違反となる無効原因は存しない。本件商標は、昭和54年11月29日に存続期間の更新登録が為されているが、更新登録出願の査定時においても、公序良俗違反の公益的不登録事由に該当しないとの審査官の判断を経て更新登録が為されているのである。万一、仮に被請求人の本件商標の使用が、著作権と抵触問題が生ずることがあるとしても、これによつて直ちに本件商標が無効となるものではない。請求人の如き主張が一般的に許されるならば、著作権者の事前あるいは事後の使用許諾の有無、消長により、登録自体が有効となつたり無効となつたりして、きわめて法的安定が害される結果となることは必至である。商標の具体的な使用態様の制限と該商標の登録が有効か無効かはあくまでも別異の問題なのである。請求人が引用する登録第515192号商標登録無効審判事件における審決もこの利を明らかにしたものである。

(2) 本件商標は、登録第326206号商標を基本商標として連合商標登録されたものであり、該基本商標は、昭和14年4月21日出願、同年8月3日公告、昭和15年1月23日登録されたものである。

被請求人及び前主（澤村末次郎・松本善治）らは、いずれも繊維製品製造・卸販売業を為してきたものであるが、該基本商標と本件商標とを合わせると該基本商標の登録時から起算しても現在まで約43年間以上の長期にわたり「POPEYE」及び「ポパイ」の文字を重要な構成要素とする前記各商標を使用してきたもので、被請求人らの永年の営業努力により本件商標にグッドウィルを蓄積してきたのである。

(3) 一方、著作権者といえども著作物を単に装飾的、意匠的に使用するだけでなく、識別標識たる商標として独占的に使用するためには、商標登録を為しているのであつて、たとえば旧第36類「被服、手巾、釦鈕及び装身用ピンの類」及び新第17類「被服、布製身回品、寝具類」に限つてみても我が国商標登録実務上、漫画キャラクターの商標出願例は枚挙にいとまがないのである。

現に、請求人がポパイのキャラクターについて複製許諾権限を有するとされる審判外ザ・ハースト・コーポレーションも商品区分第4類、第21類及び第26類についてポパイのキャラクターの名称である「POPEYE」の文字商標について出願しているものであり、複製許諾権者といえども漫画キャラクターを商標使用するために商標登録出願を為しているのである。

しかるに請求人等は、著作権者の複製許諾権に基づくものとして、本件商標の指定商品に属する商品につき明らかに本件商標権を侵害する態様で類似商標を使用し、

中にはポパイ漫画の複製許諾権者とされる審判外ザ・ハースト・コーポレーションが、第21類につき「POPEYE」商標を出願した際、本件商標に類似するとの拒絶理由が出されたため、登録を受けるために指定商品から削除したバンド類についてまで、©表示を付して「POPEYE」の文字を使用している。その他商品区分の異なる各種繊維製品の織りネーム、つり札等に様々な業者が著作権に基づくものとしてポパイの名称、図柄を様々な態様で使用しているのである。これらは、単に著作物の装飾的、意匠的使用にとどまらず、出所表示機能を有する商標として使用されていることは明らかである。

(4) そもそもキャラクター自体やその名称に著作権が及ぶわけではなく、請求人は、本件商標がどのポパイ漫画の著作物の複製を侵害したかを明らかにせず、現在は往事よりも一層公正な競争秩序が要請されているといわれるが、仮に本件商標を使用することが著作権との間に抵触を生ずるというならば、著作権者側としては、適宜該使用を著作権侵害行為として差止めるなり損害賠償請求するなりして、自己の利益保護を図るべきであつて、これを公序良俗の問題とすり替えるべきではない。請求人の立論によれば、例えば私益的不登録事由とされる商標法第4条第1項第8号、第11号、第15号等も、人格権侵害行為、商標権侵害行為あるいは不正競争防止法違反行為の放任として、公益の問題にすり替えられてしまうのである。法第4条第1項第7号は、社会的妥当性の問題として時勢に応じて弾力的に解釈されねばならないが、あくまで他の公益的不登録事由との比較において、その限界が定められなければならない。

著作権者らは、本件商標の永年にわたる使用につき、何等の抗議に及ばず放置し、又、最近に至るまで本件商標の指定商品にポパイキャラクターをつり札、織りネーム、包装カバー等に商標として使用したこともなく、本件商標に業務上の信用が化体された今になつて被請求人から提起された商標権侵害排除請求訴訟の対抗上、保護期間も余すところ5年となつた著作権を楯に本件審判請求を起こしたもので、請求人の主張こそ商標の自他識別機能を乱し商標法の目的に反するものである。

永年使用によりグツドウイルの化体された登録商標の効力が、著作権者の事後承諾の有無により左右されるとすれば法的安定を害する事は明らかである。商標法第4条第1項第8号は、一方において既存の法律状態を尊重し登録がいつまでも覆される事は適当でないとの配慮から、商標法第47条で無効審判の請求期間を商標権設定登録の日から5年と限っているものであり、同号をもつて本件についても法的安定に対する障碍は存しないという請求人の主張は、当を得ないものである。

(5) 請求人は、多くのキャラクター商標の出願例につき、その調査によれば被請求人が、乙第3号証の1乃至126として提出した出願例の殆どは著作権者からの複製の許諾を得た者によりなされたものであると主張する

が、何の証拠もなく直ちにこれを措信する訳にはいかない。仮に請求人の主張が事実であるとしても、著作権者からの許諾を得た者と得ない者とが共に出願登録されている事実は、登録査定にあつて著作権者の承諾の有無が不登録事由とされていない証左である。

審判外ザ・ハースト・コーポレーションが「POPEYE」の文字商標を登録出願している事実を認め、出願の理由を自らは自由に複製できるのであるからわざわざ商標登録の必要はないと考えていたが、他人の著名著作物の只乗りを防ぐため出願したものであるとの請求人の主張は、商標制度を全く否定するに等しいものである。一方で商標出願しながら他方では商標法の規制に服さず、指定商品の区分に関係なく、どのような図柄の商標使用も著作権の存続期間中は可能であるとするものであり、到底許されるものではない。

かつて、被請求人と本件ポパイ漫画のライセンシーであつた審判外オツクス株式会社間で、本件商標権侵害が訴訟で問題となつた判決では、アンダーシャツの胸部中央に大きく表示されたポパイの図形・文字が商標使用といえるか否かが問題とされたのであるが、甲第9、10号証は該判決をふまえた上で、請求人等が明らかに商標使用しているものに限つてその侵害を問うたものであり、事は商標制度そのものの存立に関わるもので請求人等の商標制度を無視した傍若無人な本件商標の類似使用行為により被請求人の方こそ迷惑を受けているのである。

なお、審判外河村商事株式会社に対する商標権侵害訴訟も被請求人の当然の権利主張である。すなわち、請求人が本件商標を公序良俗に反して無効とすべき事情として、かかる登録商標の存在を許すと警告書や訴訟を提起したりして第三者に迷惑を及ぼすと主張されるからである。被請求人は、何も使用実績のない商標権を振りかざして請求人等に迷惑をかけているわけではない。

(6) 商標制度は、商標の使用を通じ該商標に化体された業務上の信用を保護するものであり、商標の使用期間が長くなればなるほど商標権者のグツドウイルは該商標に蓄積されるのであり、かかる故に現実に商標の使用の実績のない場合には、更新登録の出願が認められず、又不使用取消審判を求めることができ、さらに不正な商標使用を為した場合には不正使用取消審判を求めることができるという制度的措置が講じられているのである。

一方著作権制度は、元来文化の発展に寄与することを目的として精神的創作物を保護するものであり、大量生産される商品の大量販売促進という産業利用のために著作物を保護するものではない。かかる故に著作権は何等の方式を必要とせず著作物の創作と同時に自動的に発生するとされ、又その使用の有無・態様に何等の法的チェックもなされず、その存続期間も工業所有権に比し、著作物の創作時から著作者の死後50年間と著しく長期間とされているものである。

しかして、かかる両制度の保護の次元の異なることを

全く無視して、著作権に基づけば適切な商標管理も為されないまま漫画キャラクターの姿態・名称・役柄の全てについて、何時、いかなる商品について、いかなる態様の商標使用も可能といえるであろうか。永年使用されてきた本件商標の識別力を乱す野放図な類似商標の使用は許されるものではない。

現に請求人等は、一方で「POPEYE」商標権に基づき®表示を付して、その指定商品であるかばん類・袋物に該文字を使用しているが、他方で自己がポパイの商標権を有しない商品の範囲については、©表示を付して著作権者の複製許諾によるとして、ポパイの名称・図柄を様々な態様で使用している。

著作権に基づき、キャラクターの複製であるとしてかかる商標使用が許されるなら、すでに登録されている他のいわゆるキャラクター商標も全く無意味な存在となり、自他商品識別機能を通じて商品の取引秩序維持を図ろうとする商標法の目的が達せられなくなることは明らかである。なぜなら著作権に基づけば商品区分を問うことなく、著作権の保護期間中は何時でも、キャラクターの名称・図柄についてどのような態様の商標使用も可能となり、商標図柄を特定し指定商品も限定して現行商標制度が成立している基盤そのものを破壊することになるからである。商標法第29条も著作権者に著作物を自由に商標使用し得る権能を認めたものでないことも明らかである。

(7) 本件商標使用が著作権と仮に抵触するとしても、著作権者側が永年本件商標の使用を黙認乃至放置してきたことは以下のとおり明らかである。

本件商標について、出願公告後、異議申し立ての機会があつたのに著作権者はその申し立てをしたことがないこと。本件著作権者の極東代表根本長三氏は、株式会社丸善の代表取締役で本件商標権の前主松本善治と昭和35・36年頃大阪で会い、同人より販路の拡大を図りたく同社製造のエプロンにポパイ漫画の顔姿を大きくプリントしたいので使用許諾を受けたい旨依頼され、その際すでに該松本が本件商標及びその連合商標を各種繊維製品に使用し、関西を中心に全国に散在していた約120社の取引先に卸販売していた事実を了知していた上、該商標を松本が従前どおりに使用することについては格別に異論がない旨述べていること。著作権者は、本件商標権のライセンスであつた株式会社テスコノに甲第18号証の内容証明郵便を送付し、同社代表取締役中島清一氏とも会ったようで被請求人がライセンサーであつたことを十分知っていたこと。被請求人が、本件著作権のライセンスに対して為した商標権侵害排除請求事件を通じて著作権者が本件商標権の存在を認識していたこと。そして、上記のような事情があつたのに、直接被請求人に対して現在まで著作権侵害が問題とされたことがないこと。等々からして、著作権者が被請求人による本件商標の使用を黙認してきたことは明らかである。

株式会社丸善が昭和44年頃倒産し、これと同時に本件商標権は、その営業権と共に被請求人に譲渡されたもので、松本の長男が業務を引き継いだ後に根本氏に会い著作権侵害につき謝るなど全く事実と相反することである。

さらに著作権者側は、本件商標が更新登録されたことを知った際、被請求人に本件商標権の譲渡を申し入れ、そのとき著作権侵害を問題にしたというが、甲第21号証のとおり、それは譲渡申し入れの前置きとして僅かに触れられているに過ぎず、その前後を通じて一度も著作権者側から被請求人に対して異議等出たことのないことは前述のとおりである。なお、被請求人が譲渡対価として数千万円を要求したというのも事実と反するものである。

(8) 本件著作権で保護される著作物は「THE THIMBLE THEATER」であり、キャラクターそのものは著作権保護の客体となるものではない。

著作物とは、精神的労作の所産である人の思想、感情が、絵画・小説・楽曲等一定の表現形式をもつて外部に具体化されたものであることを要するとされ、表現形式とは、外部に認められうる表現構成であるから客観的存在を有しなければならないとされている。

キャラクターとは、漫画や小説に登場する架空の人物、動物などの名称・姿態及び役割を総合した人格とでもいうべきものとされているが、キャラクターそのものは、原著物を離れて別個の獨創性を有する精神的創作物とはいえないばかりか、キャラクター自体は抽象的な存在であつて思想、感情が客観的に知覚される媒介物を通じて表現されているとはいえず、著作権法第2条第1項第1号にいう著作物でないことは明らかである。我が国の解釈論においてもキャラクターそのものが著作権保護の対象となるものでないとする点で異論がない。

小説や物語に登場するフィクション・キャラクター(丹下左膳や鞍馬天狗)について、その容貌・姿態・性格などのイメージを組み立て、その本質的特徴の合致する絵を描いても、又そのキャラクターを主人公とする新小説を書いても、著作権侵害とならないとされるのは、キャラクターそのものが著作権保護の客体となっていないからである。

さらに名称であるPOPEYE自体は、その著作物中にその名が出てくるか否かに拘らず単に3音の組み合わせにすぎず、ポパイという名称の中に著作権者がいかに精神的労力を費やし、何かを表現しようという意図があつたとしても、これは著作権法第2条第1項第1号にいう思想又は感情を創作的に表現したものでなく、もとより文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものでもなく、著作物に該当せず著作権が及ぶものではない。

請求人の引用する東京地方裁判所昭和51年5月26日判決(いわゆるサザエさん事件)も、何もキャラクターそのものに著作権を認めたものではなく、又サザエさんの

名称自体は該事件において当初より請求から外されていたものである。

4. よつて、本件商標について、請求人が主張する無効事由の当否について判断する。

「ポパイ」は、エリジー・シー・シーガーが1919年からニューヨーク・ジャーナル紙上に漫画「シンプル・シアター」を連載し始め、1929年1月17日から該漫画に登場して連載されたことに始まるものであることが甲第3号証乃至甲第5号証によつて認められることができる。そして、該漫画は、その後「ポパイ」を主人公としてタイトルも「ポパイのシンプル・シアター」と変更し1932年に映画化されたものであり、常にマドロスパイプをくわえ、ほうれん草を食べると超人的な腕力を発揮して相手を打ち倒す片目の水夫「ポパイ」が、一個性を持った人物像として、我が国内を含む世界中の人々に親しまれていったことが甲第5号証乃至甲第6号証によつて認め得るところであり、少なくとも、本件商標の登録出願当時既に、連載漫画の主人公「ポパイ」は、一貫した性格を持つ架空の人物像として、広く大衆の人気を得て世界に知られており、「ポパイ」の人物像は、日本国内を含む全世界に定着していたものということができる。【なお、昭和60年（オ）第1576号・最高裁判決においても、同様の判示がなされているものである。】

そして、漫画の主人公「ポパイ」が想像上の人物であつて、「POPEYE」乃至「ポパイ」なる語は、該主人公以外の何物をも意味しない点を併せ考えると、「POPEYE」「ポパイ」の名称及びキャラクターは、漫画に描かれた主人公として想像される人物像と不可分一体のものとして世人に親しまれてきたものというべきである。

しかして、本件商標は、「POPEYE」の文字を上部に、「ポパイ」の文字を下部にそれぞれ横書きし、両文字部分の中間に、水兵帽をかぶつて水兵服を着用し、顔をやや左向きにした人物がマドロスパイプをくわえ、錨を描いた左腕を胸に、太い右腕を上に掲げ、両足を開き伸ばして立つた状態に表された「ポパイ」の特徴を顕著に表した図形を配したものであるから、一見して漫画の「ポパイ」またはキャラクターとしての「ポパイ」そのものを直ちに認識させるものである。

ところで、商標法は、不正競争防止法と並ぶ競争法であつて、登録商標に化体された営業者の信用の維持を図ると共に、商標の使用を通じて商品又はサービスに関する取引秩序を維持することが目的とされている。

そして、商標法第4条第1項第7号は、前記目的を具現する条項の1つとして「公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある商標は、商標登録を受けることができない」旨を規定しており、その趣旨は、過去の審判決例によれば、その商標の構成自体が矯激、卑猥な文字、図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、その時代に応じた社会通念に従つて検討した場合に、当該商標を採択し使用することが社会公共の利益に反し、

または社会の一般的道徳観念に反するような場合、あるいは他の法律によつてその使用が禁止されている商標、若しくは国際信義に反するような商標である場合も含まれるものとみるのが相当と解されている。

しかして、前記商標法の目的との関係に則して、同号中に規定されている「公の秩序」の意義について検討するに、「公の秩序」中には、商品又はサービスに関する取引上の秩序が包含されているものと解すべきである。

しかるところ、本件商標は、前記したとおり漫画の「ポパイ」又はキャラクターとしての「ポパイ」そのものを直ちに認識させるものであり、その構成内容からみて、請求人等が正当な権利を有して著名となつていた漫画「ポパイ」と偶然に一致する標章を採択したものとみることができないばかりでなく、本件商標の登録出願人が、本件商標に係る登録出願をするにつき、請求人等（著作権者、複製許諾者）より許諾を得た事実を認めることができないものである。したがつて、本件商標は、前記の漫画「ポパイ」に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得るものであるといわざるを得ない。

そうとすれば、かかる経緯によつて登録を得た本件商標の登録を有効として維持することは、前記「ポパイ漫画」の信用力、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという前記法目的に合致しないものといわなければならない。

さらに、近時、諸外国との貿易摩擦が激しさを増すなかで、政府は、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を昭和60年7月に決定し、その一環として、外国周知標章の我が国における冒認出願登録等の未然防止が検討課題として取り上げられた結果、特許庁としても、これを重視し積極的に対応することとした「外国標章等の保護に関する処理方針」が設けられた。即ち、その標章（外国標章）が出願商標より先に使用されているものであつて、その国（外国）において著名となつており、出願商標がその標章と構成において同一又は類似のものである場合には、当該出願を他人の著名な標章の盗用と推認し、このような国際信義を損なうような出願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当するものとして拒絶する運用を開始したものである。

加えて、本件商標は、請求人が著作権を有するポパイの図形と、これと不可分一体のものとして世人に親しまれてきた「POPEYE」及び「ポパイ」の文字を結合してなるものであるから、これを著作権者等に無断で使用することは、商標法第29条による規制の対象となるものであり、かつ、著作権法第21条の複製権・同法第112条の差止請求権・同法第113条の侵害とみなす行為等によつても規制されているので、前記商標法第4条第1項第7号の運用指針の1つである「他の法律によつて、その使用等が禁止されている商標」に該当するものであると解され

平成 7. 9. 26 発行

る。

なお、被請求人は、本件商標を永年使用していること、また、本件商標の使用につき著作権者たる請求人は、被請求人による使用を黙認してきた等を主張する。しかしながら、本件商標は、前記したとおり、その使用が商標法と著作権法による規制の対象とされているものであるから、そのような商標をいかに永く使用したとしても、商標法による権利の正当な行使とはいえないものである。また、請求人は、本件商標の使用が「ポパイ」漫画の著作権侵害に当たる旨の警告書等を、本件商標権者等に送付していたことが甲第9号証・同第18号証・同第21号証によつて認められるばかりでなく、「ポパイ」の著作権に基づき本件商標権者等に対する著作権侵害差止等請求事件【昭和59年(ワ)第10103号等】を提起して、不正な使用を排除すべく努力していることは明らかであるから、請求人が本件商標の使用を黙認してきたものとみることとはできない。

更に、被請求人は、「ポパイ」の名称は、著作物ではないから、これに著作権は及ばない旨を述べている。確かに、「ポパイ」の文字自体は著作物でないが、「POPEYE」ないし「ポパイ」なる語は、著名な漫画の「ポパイ」以外の何ものをも意味しないものであつて、漫画に描かれた主人公として想起される「ポパイ」の人物像と不可分一体のものとして世人に親しまれてきたものであり、本件商標が、「ポパイ」の図形を構成中に有し構成全体としても漫画の「ポパイ」を直ちに想起させるものである以上、本件商標の使用に対して著作権が及ぶことに変わりはない。

以上の次第であるから、本件商標は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものであつて、商標法第4条第1項第7号に違反して登録を得たものとして、同法第46条第1項により、その登録を無効にすべきものとする。

よつて、結論のとおり審決する。

平成7年1月24日

審判長 特許庁審判官 吉 野 日 出 夫
特許庁審判官 関 口 博
特許庁審判官 土 屋 良 弘

本 件 商 標

POPEYE



ポパイ